

ユニット型指定短期入所生活介護

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
※指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 (2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	※介護保険等関連情報の活用と P D C A サイクルの推進について 左記 (4) は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位で P D C A サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム（L I F E）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。 「常勤換算方法」 - 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法若しくは「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置の「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。 「常勤」 - 当該事業所において定められている常勤の従業者が 1 週間に勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。 - 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業	基準 第 3 条 解釈準用（第 3 の 1 の 3 (1)） 解釈 第 2 の 2

短期入所生活介護（ユニット型）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
				所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。 - 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 - 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービス内容となっているか、また利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、提供開始前から終了後に至るまでのサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成し、適切に行われているか。 - 勤務表により確認する。 - 併設本体施設に配置されている場合であって、当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。 〈看護職員〉 「密接な連携」とは、以下のいずれも満たしている場合のことをいう。 ① 病院等の看護職員が必要に応じてユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。 ② 病院等において、ユニット型指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されていること。 ③ 病院等及びユニット型指定短期入所生活介護事業所において、ユニット型指定短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。	法第 73 条第 1 項 法第 74 条第 2 項 基準 第 140 条の 3 法第 74 条第 1 項 基準準用 (第 121 条第 1 項) 基準準用 (第 121 条第 1 項 第一号) 基準準用 (第 121 条第 1 項 第二号) 基準準用 (第 121 条第 5 項) 基準準用 (第 121 条第 1 項 第三号) 基準準用 (第 121 条第 5 項) 基準準用 (第 121 条第 6 項) 解釈 第 3 の 8 の 1 (3)
第 1 基本方針	ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。				
第 2 人員に関する基準	ユニット型指定短期入所生活介護事業者が指定ユニット型短期入所生活介護事業所ごとに置くべき短期入所生活介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。				
1 従業者の員数					
(1) 医 師	1 以上となっているか。				
(2) 生活相談員	常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 生活相談員のうち、1人以上は常勤であるか。ただし、利用定員が 20 人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員を常勤で配置しないことができる。				
(3) 介護職員又は看護職員	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤であるか。ただし、利用定員が 20 人未満である併設事業所の場合にあつては、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院等との密接な連携により確保しているか。 ※病院等：病院、診療所または訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、併設本体施設を含む。） ※併設本体施設：当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等				

短期入所生活介護（ユニット型）（☐囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
(4) 栄養士	1 以上となっているか。 ただし、利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。）が 40 人を超えないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かなくとも差し支えない。	- 併設事業所は、本体施設に配置させていて当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務可。 「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合をいう。	基準準用 （第 121 条第 1 項 第四号） 解釈準用 （第 3 の 8 の 1(5)）
(5) 機能訓練指導員	1 以上となっているか。 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としているか。 ※「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者とする。はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	- 当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 - 利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活指導員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。	基準準用 （第 121 条第 1 項 第 五号） 基準準用 （第 121 条第 7 項） 解釈準用 （第 3 の 8 の 1 (4)）
(6) 調理員その他の 従業者	当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数となっているか。		基準準用 （第 121 条第 1 項 第六号）
(7) 利用者の数	従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数によって算定しているか。		基準準用 （第 121 条第 3 項）
2 特別養護老人ホームを利用する場合の 従業者の員数	特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用してユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき短期入所生活介護従業者の員数は、上記の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	特別養護老人ホームを利用する場合とは、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用してユニット型指定短期入所生活介護を行う特別養護老人ホームを意味するものである。	基準準用 （第 121 条第 2 項） 解釈準用 （第 3 の 8 の 1(1) ①）
3 特別養護老人ホーム等に併設される事業所の場合の従業者の員数	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（特別養護老人ホーム等）に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（併設事業所）については、老人福祉法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第 2 の 1 の従業者の員数に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。	「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めてユニット型指定短期入所生活介護を提供できる場合である。 ※医師、栄養士、機能訓練指導員 併設本体施設に配置されている場合であって、当該施設に支障がない場合は兼務可。 ※生活相談員、介護職員又は看護職員 特別養護老人ホームと併設事業所の利用者数とを合算した数について、常勤換算法により必要とされる従業者の数とする。	基準準用 （第 121 条第 4 項） 解釈準用 （第 3 の 8 の 1(1) ②）

短期入所生活介護（ユニット型）（口囲みは運営指導時の確認項目）

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
4 みなし規定	ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第129条第1項から第7項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記1から5に規定する基準を満たしているものとみなしているか。		基準準用 (第121条第8項)
5 管理者	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	・ 他の事業所、施設等の職務に従事する場合、事業の内容は問わないが、例えば 管理すべき事業所数が過剰である と個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合、 事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定短期入所生活介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合など は一般的には管理業務に支障があると考えられる。	基準準用 (第122条)
第3 設備に関する基準			
1 利用定員等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 ただし、基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合（空床を利用してショートステイを行う場合）にあっては、この限りでない。 (2) 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満としているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第131条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、(1)及び(2)に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	・ 「併設され一体的に運営される場合」とは、併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。	基準第140条の5 準用(第123条)
2 耐火建築物	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物であるか。 ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 ① 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ② 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	・ ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。 ・ 利用者の日常生活に充てられる場所（居室等）とは、居室、共同生活室及び浴室である。	基準 第140条の4第1項 解釈 第3の八の4(3) 解釈準用 (第3の八の2(2))

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
4 設備の基準 (1) ユニット イ. 居 室	基準第121条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項及び第7項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。 (1) 1の居室の定員は、1人となっているか。 ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。 なお、1のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあってはユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えていないか。 (3) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっているか。 (4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。	〈居室〉 - ユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とするが、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。 - 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、以下のように当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 - a 当該共同生活室に隣接している居室 - b 当該共同生活室に隣接していないが、aの居室と隣接している居室 - c その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のa及びbに該当する居室を除く。） 〈ユニットの利用定員〉 - ユニット型指定短期入所生活介護事業所事業所は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの利用定員は、おおむね10人以下とすることを原則とする。 - ただし、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が15人までのユニットも認める。 〈ユニットの利用定員に関する既存事業所の特例〉 平成15年4月1日に現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、当該ユニットについては、上記〈ユニットの利用定員〉は適用されない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。 〈居室の床面積等〉 - ユニット型指定短期入所生活介護事業所では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定している。 - a ユニット型個室 床面積が、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く）とすること	基準 第140条の4第5項 基準 第140条の4第6項 第一号イ 解釈 第3の八の4(3) ⑥のイ、ロ 解釈 第3の八の4(3) ⑥のハ 解釈 第3の八の4(3) ⑥のニ 解釈 第3の八の4(3) ⑥の木

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
ロ. 共同生活室	(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するために、次の2つの要件を満たしているか。 ① 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていくこと。 ② 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 (2) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。 (3) 必要な設備及び備品を備えているか。	b ユニット型個室的多床室（経過措置） 令和3年4月1日に現に存するユニット型指定短期入所生活介護事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・壁：家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であること。 ・窓：多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められない。 ・居室への入口：複数の居室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められない。	解釈 第3のハの4(3) ⑥のホ
		（経過措置） 平成15年4月1日に現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（平成15年4月1日の後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、新基準第9章第5節（法第140条の4第6項第一号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第140条の4第6項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、同号ロ(2)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。 ・共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。また、利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましい。	基準 第140条の4第6項 第一号ロ 解釈 第3のハの4(3) ⑦ H15省令28号附則 第3条
ハ. 洗面設備	(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 (2) 要介護者が使用するのに適したものとしているか。	・洗面設備及び便所は、居室ごとに設けることが望ましいが、共同生活室ごとに適当数設けることでもよい。ただし、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではな	基準 第140条の4第6項 第一号ハ、ニ

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
二. 便 所	(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとしているか。	く、2か所以上に分散して設けることが望ましい。 なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。	解釈 第 3 の八の 4(3) の ⑧、⑨
(2) 浴 室	要介護者が入浴するのに適したものであるか。	・ 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。 ・ 「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者、従業員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。 ・ 中廊下とは、廊下の両側に居室、共同生活室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下である。	基準 第 140 条の 4 第 6 項 第二号 基準 第 140 条の 4 第 7 項
5 その他の構造設備の基準	(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上となっているか。（中廊下の幅は、2.7メートル以上） 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には 1.5メートル以上（中廊下は、1.8メートル以上）として差し支えない。 (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。 (3) 階段の傾斜を緩やかにしているか。 (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。	・ 傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかに、表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものとなっているか。	解釈 第 3 の八の 4(3) ⑪ 解釈準用 （第 3 の八の 2(6)）
6 みなし規定	ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第 153 条第 1 項から第 7 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記(1)から(5)に規定する基準を満たしているものとみなしているか。		基準 第 140 条の 4 第 8 項
第 4 運営に関する基準	1 内容及び手続の説明及び同意	・ 重要事項を記した文書を交付して説明しているか。 ・ 重要事項を記した文書に不適切な明文事項はないか ・ 利用者の同意は、どのように得ているか。当該文書については、書面によって確認することが望ましい。 <従業員の職種、員数及び職務の内容> 従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第 5 条（短期入所生活介護従業員の員数）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。	基準第 140 条の 13 準用 （第 125 条第 1 項）)
2 指定短期入所生活介護の開始及び終了	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図		基準第 140 条の 13 準用(第 126 条)

短期入所生活介護（ユニット型）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
3 提供拒否の禁止	るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供している か。	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めているか。	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	(正当な理由の例) ① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合	基準第 140 条の 13 準用(第 9 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 (2))
4 サービス提供困難時の対応	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。				基準第 140 条の 13 準用(第 10 条)
5 受給資格等の確認	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めているか。			・ 短期入所生活介護計画等に、保険者番号、要介護状態区分等、有効期間等を記載していることが望ましい。 ・ 認定審査会意見とは、指定居宅サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係るものである。	基準第 140 条の 13 準用(第 11 条)
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。			・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとっているか。 ・ 通常更新申請については、有効期間の終了する 60 日前から遅くとも 30 日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。	基準第 140 条の 13 準用(第 12 条)
7 心身の状況等の把握	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。			・ サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。	基準第 140 条の 13 準用(第 13 条)

短期入所生活介護（ユニット型）（☐囲みは運営指導時の確認項目）

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。			・ 居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合利用者は全額利用料を支払う必要がある ので、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。	基準第 140 条の 13 準用(第 15 条)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。			・ 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。短期入所生活介護計画の作成にあたっては居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。	基準第 140 条の 13 準用(第 16 条)
10 サービスの提供の記録	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。			・ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。	基準第 140 条の 13 準用(第 19 条)
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。			・ 利用者が所持する書面（例えば、指定居宅介護支援事業者が利用者に交付する利用票）への記録が想定されるが、これに代わる記録票でもよい。	解釈準用 (第 3 の一の 3(9)の①)
11 利用料等の受領	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。			・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5 年間保存すること。	鹿児島県条例
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。			・ 定められた利用者負担額（1 割～3 割相当額）の支払いを受けているか。	基準 第 140 条の 6 第 1 項
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。			・ 割引率の設定を県に届けずに端数処理等不適正な処理を行っているか。	
	① 食事の提供に要する費用（法第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第一号に規定する食費の基準費用額を限度とする。）			・ 費用の全額（10 割）の支払いを受けているか。	基準 第 140 条の 6 第 2 項
				・ 保険給付の対象外の便宜に係る費用はその実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 なお、嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。	基準 第 140 条の 6 第 3 項

短期入所生活介護（ユニット型）（口囲みは運営指導時の確認項目）

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
	② 滞在に要する費用（法第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第二号に規定する居住費の基準費用額を限度とする。） ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合（送迎加算）を除く。） ⑥ 理美容代 ⑦ 上記①から⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 なお、⑦の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について」に沿って適切に取扱われているか。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付した説明を行い、利用者の同意を得ているか。ただし、(3)①から④に掲げる費用に係る同意については、文書で行っているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第 65 条で定めるところにより領収証を交付しているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	- 左記①から④までの費用については、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針」及び「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準」の定めるところによるものとする。 - 左記⑥は、実費相当額。 - 当規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 - 支払いに同意する旨の文書に署名を受けているか。 - 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。 - 消費税の取扱いは適正か。 - 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） - 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。 - 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。様式は基本的には介護給付費請求明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。	解釈準用（第 3 のハの 3 (3) ②） 基準 第 140 条の 6 第 3 項 基準 第 140 条の 6 第 5 項 法第 41 条第 8 項 施行規則第 65 条 基準第 140 条の 13 準用（第 21 条）
12 保険給付の請求のための証明書の交付	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
13 指定短期入所生活介護の取扱方針	(1) 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとなっているか。 (2) 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われているか。 (3) 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。 (4) 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (身体的拘束等の具体的行為) ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）	- 利用者へのサービス提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。 - 利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。 - 利用者へのサービス提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならない。このため従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要である。 - サービスの提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含む。	基準 第 140 条の 7 第 1 項 解釈 第 3 の八の 4 (5) ① 基準 第 140 条の 7 第 2 項 基準 第 140 条の 7 第 3 項 基準 第 140 条の 7 第 4 項 基準 第 140 条の 7 第 5 項 解釈 第 3 の八の 4 (5) ② 基準 第 140 条の 7 第 6 項 平 13 老発 155 (身体拘束ゼロへの手引き)

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
	を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。 (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	- 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 - 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 - 当該記録は、2年間保存しなければならない。 - 身体的拘束等適正化検討委員会とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。ま、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 - 身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 - 報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のことを想定 - 身体的拘束等について報告するための様式を整備 - 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告 - 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析 - 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、事例の適正性と適正化策を検討 - 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底 - 適正化策を講じた後に、その効果について評価 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。	基準 第140条の7第7項 平13老発155の6

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
14 短期入所生活介護 計画の作成	(9) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。 (2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	イ 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ・ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 ・ 研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。 ・ 介護職員の資質向上のため研修の機会等を計画的に設けているか。 【短期入所生活介護計画作成の留意点】 ① 計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。 ② 計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証するため、事業所の管理者は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付すること。 交付した計画は、2年間保存しなければならない。 ③ 計画の作成に当たっては、居宅計画サービスを考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。 ④ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。	基準 第 140 条の 7 第 8 項（法第 73 条第 1 項） 基準第 140 条の 13 準用（第 129 条） 解釈準用（第 3 の 8 の 3(5)）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
15 介 護	(1) 介護は、各ユニットにおいて、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えない。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)から(5)に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	- 自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。 「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。 - 入浴は、単に身体の清潔を維持するためだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法」によりこれを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施などにより利用者の意向に応じる等、できるだけ入浴の機会を設けているか。 - トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施しているか。 - おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施しているか。 - 生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。	基準 第140条の8 解釈 第3の八の4(6)
16 食 事	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保しているか。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。その際、共同生活室で食事を摂ることを強制していないか。	- 調理方法、味付け、盛り付け、配膳等は利用者の嗜好に配慮した食事が提供されているか。 - 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。	基準 第140条の9 解釈準用 (第3の八の3(7))

短期入所生活介護（ユニット型）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(5) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。 (6) 食事の提供に関する業務はユニット型指定短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、第三者に委託する場合には、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合に、当該施設の最終的責任の下で委託しているか。 (7) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。 (8) 利用者に対しては、適切な栄養食事相談を行っているか。 (9) 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。		基準 第 140 条の 9 解釈準用 (第 3 の 八 の 3(7))
17 機能訓練	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たってもその効果が十分に配慮されているか。	基準第 140 条の 13 準用 (132 条)
18 健康管理	ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。	医療を受けた場合や在宅に復帰した後に指定短期入所生活介護事業所での利用者の健康管理状況を把握できるようになっているか。	基準第 140 条の 13 準用 (第 133 条)
19 相談及び援助	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることに より、積極的に利用者の在宅生活の向上を図るものとなっているか。	基準第 140 条の 13 準用 (第 134 条) 解釈準用 (第 3 の 八 の 3(10))
20 その他のサービスの提供	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	- 利用者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。 - 事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であるため、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮すること。	基準 第 140 条の 10 解釈 第 3 の八の 4(8)
21 利用者に関する市町村への通知	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、事業者は、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。	基準第 140 条 準用 (第 26 条) 解釈準用 (第 3 の 一 の 3(14))

短期入所生活介護（ユニット型）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
22 緊急時等の対応	(1) ユニット型短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 (2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	- 緊急時において円滑な協力を得るため事前に利用者の主治医から必要な情報を得ていることが必要になる。 - 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましい。	基準第 140 条の 13 準用(第 136 条)
23 管理者の責務	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 9 章第 5 節第 3 款 運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	管理者が従業者及び業務の管理を、一元的に行える状況にあるか。 例えば、他事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理業務に支障がないといえるかどうか。	基準第 140 条の 13 準用(第 52 条)
24 運営規程	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員（第 121 条第 2 項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） ④ ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第 121 条第 2 項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） ⑤ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の送迎の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項 上記⑩の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。	- 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。変更があった場合、変更届が適正になされているか。 - 通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。 - サービス利用に当たっての留意事項は、利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項であり、入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等を指す。 〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第 142 条（ユニット型指定短期入所生活介護従業者の員数）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	基準第 140 条の 11 準用 （第 3 の 8 の 3(13)） 解釈準用 （第 3 の 1 の 3(19) ①）

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
25 勤務体制の確保等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行っているか。 ① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	- 利用者の居宅サービス計画に基づいた勤務計画（予定）表を作成し、適切なサービス提供に努めているか。 - ユニットケアリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置する（2ユニット以下の施設の場合には、1名でよい。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくてもよい。）職員を決めてもらうことで足りる。 - ユニット型指定短期入所生活介護事業所（「ユニット型事業所」という。）とユニット型の指定介護老人福祉施設等（「ユニット型施設」とい。）が併設されている場合は、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設を（併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか1施設に限る。）を一体のものみなして、合計2名以上の研修修了者が配置されていれぱよい。（ユニット数の合計が2ユニット以下のときは、1名でよい。） （入居定員が10を超えるユニットを整備する場合） - 令和3年4月1日以降に、入居定員が10を超えるユニットを整備する場合においては、令和3年改正省令附則第6条の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。 イ 日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。 ロ 夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。 なお、左記(2)①及び②に規定する職員配置に加えて介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はない。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。	基準 第140条の11の2 解釈 第3の八の4(10) 解釈 第3の八の4(10) ②

短期入所生活介護（ユニット型）（□囲みは運営指導時の確認項目）

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
	(3) 従業者については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしているか。 空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあっては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば差し支えない。	管理者、機能訓練指導員等が併設本体施設等と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。	解釈準用 (第3の六の3(5)①)
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行ってもかまわない。	基準 第140条の11の2第3項 解釈準用 (第3の八の3(5)②)
	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	- 運営規程に短期入所生活介護従業者の質的向上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。 【認知症介護に係る基礎的な研修】 - 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。 - 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 - 新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする 〈当該義務付けの対象とならない者〉 - 各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。	基準 第140条の11の2第4項 解釈準用 第3の二の3(6)③
	(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。		

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりユニット型短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。 ※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。	・ 事業主には、職場におけるハラスメント（※1）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 ・ セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 《事業主が講ずべき措置の具体的内容》 （指針） ・ 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号） ・ 「<u>パワーハラスメント指針</u>」（※2）（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号） （留意事項） a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 《事業主が講じることが望ましい取組について》 ・ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等）③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） が規定されている。 ・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、‘事業主が講ずべき措置の具体的内容’の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ・ 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。	基準 第 140 条の 11 の 2 第 5 項 解釈準用 （第 3 の一の (21) ④） ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項 ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
26 業務継続計画の策 定等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しユニット型指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	- 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 - 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 - 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 【業務継続計画の記載項目等】 - 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 - 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 イ 感染症に係る業務継続計画 - 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） - 初動対応 - 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 - 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） - 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） - 他施設及び地域との連携 【研修の内容】 - 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 - 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 - 研修の実施内容についても記録すること。 - 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 【訓練（シミュレーション）】 - 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。 - 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 - 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	基準第140条の13 準用 （第30条の2） 解釈準用 （第3の六の3の (6)）

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
27 定員の遵守	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して、同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 ① 第 121 条第 2 項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 ② ①に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数			- 県に届出した運営規程に定められている利用定員を超えていないか。 - 超えて提供した場合は、減算措置が適正に実施されているか。	基準第 140 条の 12
28 非常災害対策	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なっているか。 なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされているユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、その者に行わせているか。 また、防災管理者を置かなくてもよいこととされているユニット型指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。			「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するするとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 - 鹿児島県条例により定められているもの ① 非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。 ② 当該具体的計画の概要を、利用者及び従業者に見やすいように掲示すること。 ③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。 [訓練の実施] - ユニット型指定短期入所生活介護事業者が(1)に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。	基準第 140 条の 13 準用(第 103 条) 解釈準用 (第 3 の六の 3(7) ①)
29 衛生管理等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 ・ レジオネラ属菌検査 直近の検査年月日（ 年 月 日） ・ 検査結果(以下に○を付す) 不検出（10CFU/100ml 未満） 検 出（10CFU/100ml 以上） ・ 検出された場合、その対応は適切か。（ 適 ・ 否 ） ・ 検査未実施の場合 検査予定月（ 年 月頃）			- 特に、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 - インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じること。 - 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施すること。 (H14. 10. 18 付け高対第 4 0 6 号保健福祉部長通知) - 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	基準第 140 条の 13 準用 (第 104 条第 1 項)

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底を図っているか。 ② ユニット型当該指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ ユニット型当該指定短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】 - 各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染症対策委員会 - 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 - 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。 - 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 - 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 - 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 - 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 - 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 - 当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 - 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 - 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 - 短期入所生活介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 - 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。	基準第140条の13 準用 （第104条第2項） 解釈準用 （第3の八の3の （16）） 解釈準用 （第3の六の3の （8））

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
		・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 ・ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。 ・ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	解釈準用 （第3の八の3の（16）） 解釈準用 （第3の六の3の（8））
30 掲 示	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※重要事項 ・ 運営規程の概要、 ・ 短期入所生活介護従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） 等 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)に規定する事項を記載した書面を当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。	・ 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか ・ 掲示事項の内容が実際に行っているサービス内容と一致しているか。 ・ 次に掲げる点に留意すること。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 短期入所生活介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定短期入所介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。	基準第140条の13準用(第32条) 解釈準用 （第3の一の3の（24））
31 秘密保持等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	・ 従業者の資質向上を図るための研修会等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。 ・ 具体的には、就業規則に盛り込むなど、雇用時の取り決め等を行っているか。 ・ 個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がなされ、あらかじめ文書による同意を得ているか。	基準第140条の13準用（第33条）

)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
35 地域等との連携	ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	・ 短期入所生活介護計画の作成に反映させているか。（地域の自治会との交流、ボランティアの受入れ等）	基準第140条の13 準用(第139条)
36 地域との連携	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	・ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協を得て行う事業が含まれる。	基準第140条の13 準用(第36条の2) 解釈準用 (第3条の1の3(24))
37 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。※令和9年3月31日まで努力義務	※ 居宅基準第139条の2は、介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものである。なお、本条の適用に当たっては、令和6年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされている。本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。切な開催頻度を定めることが望ましい。 ※ また、本委員会は、定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。 ※ あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ※ なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	基準第140条の13 準用 第139条の2 解釈準用 第3条の九の2 (19)

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
38 事故発生時の対応	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	・ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ・ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	基準第 140 条の 13 準用 (第 37 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 (25) ③)
39 虐待の防止	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① ユニット型当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底を図っているか。 ※「虐待防止検討委員会」：虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会	○以下の観点から虐待の防止に関する措置を講じること。 ・ 虐待の未然防止 指定短期入所生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・ 虐待等の早期発見 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定短期入所生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会 ・ 管理者を含む幅広い職種で構成する。 ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。 ・ 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。	基準第 140 条の 13 準用 (第 37 条の 2) 解釈準用 第 3 の一の 3 (31) 基準第 140 条の 13 準用 (第 37 条の 2) 解釈準用 第 3 の一の 3 (31)

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
		・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉 ・事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	
	② ユニット型当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	② 虐待の防止のための指針	基準第 140 条の 13
		・「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	準用 (第 37 条の 2)
	③ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施しているか。	③ 虐待の防止のための従業者に対する研修	解釈準用 第 3 の一の 3 (31)
		・従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 ・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年 1 回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。	

短期入所生活介護（ユニット型）（☐囲みは運営指導時の確認項目）

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
40 会計の区分	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	- 研修の実施内容についても記録することが必要である。 - 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 - 指定短期入所生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 - 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。	基準第 140 条の 13 準用(第 38 条) 平 13 老振発第 18 号
41 記録の整備	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日か 2 年間保存しているか。 ① 短期入所生活介護計画 ② 基準第 19 条第 2 項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第 140 条の 7 第 7 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 基準第 26 条に規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 基準第 36 条第 2 項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 基準第 37 条第 2 項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 - 左記(2)の①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を 5 年間とする。	基準第 140 条の 13 準用（第 139 条の 2） 解釈準用（第 3 の八の 3 の(19)）
第 5 共生型居宅サービスに関する基準 1 共生型短期入所生活介護の基準	短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第 118 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設を一体的に運営を行う事業所又は指定障害者施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所（以下、「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき次の基準を満たしているか。 (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 9.9 平方メートル以上であるか。	対象は、併設事業所及び空床利用型事業所に限る。 (1) 従業者の員数及び管理者 ① 従業者 指定短期入所事業所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上。 屋間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分 5 とみなして計算すること。	基準第 140 条の 14 解釈第 3 の八の 5

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(2) 指定短期入所事業所の従業員の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であるか。 (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	② 管理者 指定短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、解釈第3のハの1の(6)を参照すること。なお、共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務することは差し支えないこと。 (2) 設備に関する基準 指定短期入所事業所の居室の面積が、当該短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で除して得た面積が9.9㎡以上であること。 その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる。 なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。 (3) 運営等に関する基準 第3の一の3の(3)から(7)まで、(10)、(12)、(15)、(24)、(25)、(27)から(30)まで及び(32)、第3の二の3の(4)及び第3の六の3の(5)から(7)まで並びに第3のハの3の(1)から(19)までを参照されたいこと。 この場合において、準用される居宅基準第137条第3号及び第138条の規定について、指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の居室のベッド数と同数とすること。つまり、短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となること。例えば、併設事業所で利用定員20人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えないこと。	
2 準 用	第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第36の2（第2項を除く。）から第38条まで、第52条、第101条、第103条、第104条、第120条及び並びに第9章第4節（第140条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。		基準 第140条の15
第6 変更の届出等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該ユニット型指定短期入所生活介護事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。	・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 当該事業を特別養護老人ホームにおいて行う場合又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨 ⑤ 建物の構造概要及び平面図（当該事業を併設事業所において行う場合、併設本体施設又はユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要 ⑥ 当該事業を特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは事業開始時の利用者の推定数 ⑦ 事業所の管理者の氏名、生年月日 ⑧ 運営規程	法第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第 八号 法第75条第2項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
第 7 電磁的記録	(1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 11 条（受給者証の確認）第 1 項並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	⑨ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 【電磁的記録について】 - 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 (1) 電磁的記録による作成 - 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存 - 以下の①②のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) 電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 【電磁的方法について】 - 利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、施設等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により行うことができる。 ① 電磁的方法による交付 基準省令第 4 条第 2 項から第 6 項までの規定に準じた方法によること。 ② 電磁的方法による同意 例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 ③ 電磁的方法による締結 利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済	基準 第 217 条 解釈準用 第 5 雑則 解釈準用 第 5 雑則

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
		産業省）」を参考にすること。 ④ その他、左記(2)において電磁的方法によることができるとされているものは、上記①から③までに準じた方法によること。ただし、基準省令又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ⑤ 電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	